


KNC NETWORK NEWS

2015年12月26日・2016年1月2日合併号 発行

気になる記事: 東芝、国内外1万人削減、今期最終赤字 5,500 億円

東芝は、2016年3月末までに国内外でグループ全体の5%に相当する1万600人を削減することを発表した。16年3月期の連結最終損益は構造改革費用などで5,500億円の赤字と過去最大になる。会計不祥事で覆い隠されていた低収益体質を改善し、経営再建を急ぐ。

 (有)北野財經システム
北野会計事務所
大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://www.kngroup.jp

《ご挨拶》 平素は私共の業務に格別のご理解を賜り、誠にありがとうございます。さて、今年も残すところ後わずかとなりました。皆様にご愛読頂いております『KNC=NETWORK ニュース』も、今週号が今年度の最終版となり、新年は、1月9日(土)号より発信を開始させていただきます。来年もさらに内容の充実を努め、皆様の経営に少しでもお役に立てる情報をお届けしていきたいと考えています。今後とも、引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。尚、年末年始は、下記の期間を休業とさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。

では、皆様どうぞ良いお年をお迎え下さいますようお願い申し上げます。

◎年末・年始休業期間 平成27年12月30日(水)～平成28年1月4日(月)まで

経営一言: 欠けているのは大胆にわが身を変えること。先を見て逆算し、変わっていかなければならない。(パナソニック社長・津賀 一宏氏)
— 所長コメント: 「身を捨ててこそ 浮かぶ瀬もあり我が身かな」 自分を変えることは自分を捨てること。新しい波を受入れるには既成概念を捨て、まず頭の中をからっぽにすること。—

財産債務調書 《税務》

これまでは、その年の各種所得金額の合計額が2千万円を超える確定申告提出者に対して、12月31日時点の財産や債務の種類、金額を記入した「財産債務明細書」を確定申告書に添付することが求められていました。しかし、罰則がないことから未提出者も多かったようです。これを受けて財産債務明細書制度は、「財産債務調書」に名称が変更され、見直しが図られました。また、提出が必要になる要件として、その年の12月31日時点で財産価額の合計額が3億円以上であること、または国外転出特例対象財産(有価証券、未決済デリバティブ取引にかかる権利など)の価額の合計額が1億円以上であることという要件が追加されました。

財産債務調書を提出期限内に提出すれば、その記載がある財産・債務の申告漏れがあったときでも、過少申告加算税が5%軽減されます。逆に記載がなくて申告漏れがあると過少申告加算税などが5%加算されます。

メモによるアイデアの出現 《経営》

「メモを取る」という習慣の度合いが、皆様は強い方でしょうか。メモを取る機会は大きく分けて、他人(ひと)と対話しながら取る場合と、自分のみで記憶や記録の手段として取る場合があります。また、メモを取ることは、相手の話が理解し易くなる等の利便性もありますが、話を真剣に聞いているという印象を持たれる効果もあります。さらに大きな効果は、情報の蓄積と活用の拡大です。メモによって思考の流れが整然と形成され、語句や数値等によって新しいアイデアが出現したりします。また、アイデアの組合せによって新商品企画や斬新な課題解決策等が構築されることもあります。

ある有名女流作家のこんな体験談がありました。ある時、この作家は急に小説が書けなくなり、相談したら人から「原稿用紙の前に座って、メモでも何でも良いから文字を適当に書いてみなさい」と言われました。指示通り柵目を埋めているうちに、徐々に小説が書けるようになったそうです。人は、例えば「桜」「梅」「菊」「バラ」等の文字を書いたり見たりするだけで、その花の造形や色彩等が連想できるものです。文字や図柄などのメモによって、話の内容がより鮮明になったり、メモの組合せによって新しいアイデアが出現したりすることは、当然の現象かもしれません。

マイナンバーで安否確認、避難所で入力し管理 《経営》

来年1月から本格利用が始まる共通番号制度のマイナンバーを使って、災害時に安否確認を行うシステムを、東大生産技術研究所(東京都目黒区)が開発しました。

自治体の避難所に来た住民のマイナンバーをタブレット型端末に入力すると、避難した住民の情報を一元的に管理できます。未入力者をリストアップし、安否不明者も絞り込めるため、同研究所は内閣府の支援を受け、全国の自治体へのシステム導入を目指しています。個人情報保護法23条は、生命や身体などの保護を理由に、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供できるとしています。

ただ、内閣府によると、マイナンバーの利用に関する法律で、マイナンバーを活用できると定められているのは、年金の確認、児童手当や介護保険の申請などに限られます。災害時の活用は、被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成で認められていますが、安否確認は対象外で、自治体ごとに条例を定める必要があります。

自動車の損失と雑損控除 《税務》

乗用車を保有しておりますが、自動車を大きく損傷することとなりました。

確定申告で、雑損控除の適用は受けられますでしょうか？

所得税法において雑損控除は、災害、盗難、又は横領によって生活用資産などに損害を受けたときに適用を受けることができるとされており、災害の定義については、災害、震災、風水害、火災その他政令で定める災害と規定されており、さらに、政令で定める災害を、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。とされています。

自動車の損傷の場合、盗難や豪雨等の自然災害で損失が生じたとしても、その自動車自体が、【生活に通常必要な動産】か否かの検討する必要がとなります。

その【生活に通常必要な動産】についても、更に通勤に用いられていることや交通の便が特に悪い場所に住んでいるといったことを総合的に判断することとなります。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。